

令和3年 第3回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時31分～午後3時22分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2		会務の報告について
日程第 3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号	安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について
日程第 7	議案第5号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号	農用地利用配分計画の意見について
日程第 9	議案第7号	農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議 長 ただいまから令和3年第3回農業委員会総会を開会します。
出席委員は17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

それでは、日程第 1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第 23 条第 2 項に規定する議事録署名人ですが、議長より指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、2 番、丸山征二委員・15 番、宇佐美幸雄委員、両氏を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第 2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

13 ページを御覧ください。令和 3 年 2 月 25 日開催の第 2 回総会で許可相当の議決案件、農地法第 3 条関係 2 件、第 4 条関係 3 件、第 5 条関係 20 件につきまして、令和 3 年 3 月 16 日付で許可書を交付いたしました。

12 ページを御覧ください。現況証明の 2 月分の取扱いについてですが、1 件、6 筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りした A4 の紙で、令和 3 年第 3 回総会報告案件一覧を御覧ください。第 12 回常設審議委員会が、3 月 16 日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

終了後に第 4 回群馬県農業会議理事会が同じ場所で開催され、竹内会長が出席しました。

市町村農業委員会会長・事務局長会議が 3 月 22 日に群馬県公社総合ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和 3 年第 1 回安中市議会定例会が 2 月 25 日から 3 月 17 日までの間開催されました。一覧のとおり、報告が 1 件、承認が 2 件、議案が 59 件提出され、全ての議案が採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号 4 番は 8 番委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項、議事参与の制限規定に該当するため、番号 1 番から 3 番を案件 1、番号 4 番を案件 2 として、2 回に分けて審議いたします。

初めに、案件 1 を議題といたします。番号 4 番を除く番号 1 番から 3 番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の1番から3番の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号の農地法第3条関係の2番と3番になります。2番につきましては、受け人が営農型太陽光発電をするということで、5条の4番と同時に出ているのですけれども、図面を見ましたら、東側が隣の田んぼの水路のところまでかかっている部分が一部あります。この営農型の太陽光パネルは、地上から3メートルという設定をされていますが、隣の田んぼ、東とか北側の田んぼにつきましては、稲を作っております。よく耕作されておりますので、目いっぱいまでいきますと、隣の田んぼの成育に影響するのではないか。3メートルもあって、さらにそこから下がったところに田んぼがあるので、日陰になる可能性がありということで、隣の田んぼに影響があるということで、ちょっとこの辺のところは問題があるのかなというところがあります。この辺のところを、例えばその部分についてはカットするとか、もう一度出し直しをするとか、そういったことが考えられるかなというふうに思っております。ちょっと問題がそういうところにあると思います。

3番につきましては、これは〇〇のちょうど真ん中にあります農地でございます。こちらの農地は全て梅林でございまして、譲渡人が全部作ってございましたが、今回事情がありまして、それを譲受人が買うということで売買になっております。〇〇の真ん中なので、やはり梅のところはほかのものに変わったりなんかしてしまうと困るということでしておりますので、ほかの農地に与える影響もございませんので、その辺のところをお含みおきください。審議の参考によろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 1 号、3 条関係の 1 番です。譲受人は農業生産法人として経営農地を順調に管理してきております。保有機械や家族の関係等を踏まえますと、譲受け農地を今後も円滑に管理できるのではないかと考えております。申請地一帯は、譲受人が管理をしている農地のほかは、耕作されていない状況であります。権利取得後は、キノコ栽培で活用する計画がされておりますが、その計画が順調に推移いたしますと、周辺の農地にも整備の明るい兆しが見えてくるのではないかと期待されているところでございます。参考までによろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号、案件 1 については、審査班に付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番と 2 番の 2 件、2 班に 3 番の 1 件、以上 3 件を付託します。

次に、議案第 1 号、案件 2、番号 4 番を議題といたします。

本件は、8 番委員が農業委員会に関する法律第 3 1 条第 1 項、議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、8 番委員の退室を求めます。

(8 番委員退場)

議 長 それでは、番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条の申請は、議案書 2 ページ記載の 4 番の 1 件です。受理した申請書は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

案件 2、番号 4 番について意見のある方はお願いします。

2 番。

2 番委員 2 番です。案件 2 の 4 番の件ですが、こちらの〇〇さんは、梅であったりネギ

であったり、農作物をしっかり作付されている方で、何ら問題ないと思います。
以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、お諮りします。議案第1号、案件2、番号4番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3班に4番の1件を付託します。

ここで8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入場)

議 長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、3月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。農地法第4条の2番と3番です。これ同じ人なのですけれども、両方とも〇〇の裏通りのところでありまして、3種農地であります。もう現在、始末書添付で通路用地と物置用地で使用しておりますが、これ問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 2 号の農地法 4 条の 1 番、これは農地を宅地と庭用地ということで、長年未転用で使用している場所ではありますが、今回相続により未転用ということで許可願を出しているの、始末書を添付されておりますので、問題はなかろうかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 2 号、農地法 4 条関係の 4 番になります。こちらは〇〇の一番の奥、西になります。周りは太陽光があったところからさらに入ったところなのですけれども、ちょっと入るのになかなか行けないような道であります。周りも原野とかそういう感じになっておりまして、もう全部森林化というか、もう木が生えてどうしようもない状態になっておりますので、この辺のところはやむを得ないところかなというふうに思ひます。審議の参考によろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番の 1 件、2 班に 2 番と 3 番の 2 件、3 班に 4 番の 1 件、以上 4 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前調査の概要についても説明願ひします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和3年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、3月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから6ページ記載の20件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について、意見のある方はお願いします。ないですか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第3号、農地法第5条の2番になります。この関係は、〇〇の関係なのですけれども、〇〇の東にある〇〇の関係なのですが、この場所は〇〇の三叉路のちょうど中間辺になります。県道のすぐ脇なのですけれども、あそこは日陰で何を作ってもだめなような場所だと 思われます。それで、第2種農地でもありますので、〇〇の関係が置かれていたということなのですけれども、2種農地でもありますので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 ほかにございますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法5条の5番です。これは南は住宅で西と北は道路で、また東は耕作放棄地になっておりますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第3号の農地法第5条関係の19番の1件でございます。これは〇〇のすぐ近所でございます、周りにもたくさん太陽光ができております。周りに与える影響もないと思いますので、よろしくお願申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第3号、農地法5条の8番ですが、当地は国道18号の〇〇

に接しております、現在コナラの木が植林されておまして、数十年たっているものと思われます。左側の土地は雑種地であり、やはり植林されております。苗木が植林されております。右側は耕作放棄地で実生の雑木が繁茂している状態でございます、特に影響はないものと考えますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。5 条関係の 3 番です。申請地につきましては、譲受人が管理している経営農地に近く、今回 3 条関係の 1 番で申請が上がりました農地に隣接している土地で、駐車場ということで以前から未許可で使用していたところがございますが、今回事業拡張ということで是正の意味も込めて申請されております。近隣農地の整備のためどうしても必要な土地かと考えておりますので、よろしくお含みおきください。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。5 条関係の申請によりますところの 1 0 番、1 5 番、1 6 番、1 7 番担当になります。

まず、1 0 番から行きますと、〇〇の県道沿いにあります、〇〇ってあるのですが、その東側のほうになります。北側が県道に面しておまして、この東と南側はもうほぼ山林状態で、周りに耕作地はありません。特に問題はないと思います。

それと、1 つ飛んで 1 6 番、1 6 番は〇〇の県道沿いにありますところの宅地の中にあります。南側は県道に面しておまして、東側に太陽光発電一式出来上がっております。それと西側が宅地になっておりますので、ここも特には問題がないと思われます。

それと、1 5 と 1 7 番は、途中で私道が挟まれています、隣り合わせの申請地になります。竹やぶと宅地に囲まれておまして、耕作は南のほうに少しありますが、細々とやっている感じのところ、特に耕作に影響が出るとは思われません。かえって竹やぶが少なくなる分、喜ばれるのではないかと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくご検討のほどお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号の農地法第5条の12番でございます。この土地につきましては、〇〇の北東に位置してございまして、〇〇の地区でも一般住宅用地として近年住宅が盛んに建てられている一角でございます。西側につきましては、同じ受け人の分譲住宅として住宅が建っております。また、南側につきましては、公道を挟んでやはり住宅地ということで、また東側につきましても〇〇へ行く公道ということで、面積的にはちょっと2反歩以上の大きな土地ですが、周辺農地に影響することはなかろうかと思っておりますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。農地法第5条の11番ですが、こちらは完全に周辺が宅地化の進んでいる地域であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。続きまして、13番の案件ですが、こちらは〇〇の裏側に位置し、こちら周辺は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。そして、20番になりますが、こちら〇〇前の通りなのですが、〇〇の並びになりますが、今現在の自分で住んでいる土地の周辺ということであり、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、第5条関係の7番ですけれども、これにつきまして西側には市道が隣接しておりまして、南は宅地、北側は雑種地、それから東側は雑種地と宅地に隣接しておりますが、特に問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第3号、農地法第5条の6番ですが、周りに耕作しているようなところはないので、問題ないかと思われま。

続きまして、9番、こちら周りで耕作、畑すらない山林化しているような竹やぶとか、山林の状況ですので、周りの農地に影響はないと考えます。審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 ないようなので、17番から。議案第3号、農地法第5条関係の18番、この土地については、今宅地化が進んでいるところで、前にも出た場所でございます。南側は1軒だけ隣に建っている。北側にちょっと道を挟んで家があります。西側についてはまだ耕作していない場所なのですけれども、そういった形の場所でございますので、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員の意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、2班に7番から13番の7件、3班に14番から20番の7件、以上合計20件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 14)

(書類審査)

(再開午後 2 : 28)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番及び議案第3号、農地法第5条関係の4番の案件申請者から説明を求めたいと思ひます。

なお、議案第1号2番と議案第3号4番は、同一事業に係る申請でありますので、一括して説明を求めたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号2番及び議案第3号4番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1号2番 こんにちは、〇〇という太陽光の設置会社であります。

3号4番 私は農業委員会の申請を担当しております〇〇と申します。よろしくお願
申請者 いたします。

1号2番 同じく〇〇でソーラーシェアリングの営業をしています〇〇と申します。

3号4番 よろしくお願いたします。

申請者

1号2番 今回、安中市〇〇ほか3筆の場所に営農型太陽光発電設備の計画がありまし

3号4番 て、その今申請を行っているところです。作物は榊でございまして、申請
申請者 者は〇〇さんという方です。あと、もう一人の〇〇さんという方は、同
じく〇〇で1年前に営農型の太陽光発電用地の設置が既にされていて、榊での
営農を今現在開始しております。榊の定植が既に終わってしまっていて、1年が今
経過しているところです。

以上となります。

議長 申請者からの説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

8番

8番委員 ご苦労さまです。ちょっとご質問なのですが、図面を見させていただきました
ら、北側と東側については田んぼになっているのですよね。特に東側のほうが
1段低くなっている田んぼで、ここに例えば太陽光のパネルを3メートルにし
た場合に、一番東側のところの通路というのですか、境に接しているところが
大分隣の畑のところの堀のほうまで来ている状況かなというふうに思われるの
です。これをやった場合に、下で稲を作った場合に日光が遮断されて影響を受
けるのではないかと思われるのですが、その辺のところは何か考えてこの図面
をつくられたのでしょうか。

1号2番 図面のほうは影がかからないように南側のほうにちょっと避けた位置で設定

3号4番 しております。それで、影に事務局さんにも図面のほう、影図というのを提出
申請者 しておりますけれども、日影範囲図というものを提出しているかと思うので
すけれども。

12番委員 赤線が引いてあるやつ。

すみません。図面は12番のところへ来ています。12番の持っている図面に
赤線が。

議長 12番

1 2 番委員 1 2 番です。どうもご苦労さまです。榊は、半日陰のほうが、日が当たらないほうがいいということで太陽光の下で作られる、栽培されるということで計画が進んでいると思うのですが、ただ先ほど質問があったように、1 段低い、水田の1 段低い隣に3メートルの施設があると、やはり日影図は引いてあるのですけれども、この引いていないほうの水田に近いほう、低いほうの水田に近いところの施設ぎりぎりまでできていますよね。それを、3メートルもあって、さらに水田が低いと、水田というのは日の光が非常に重要で、影響を受けると思うのですよね。農業委員とすると、1 列をカットした形でお願いできないかということで、ご了解いただけないかどうかということなのですよ。

1 号 2 番 よろしいですか。そうすると、この1 列をカットというのは、架台の1 スパン
3 号 4 番 をカットということですか、それともパネルの1 枚をカット。

申請者

1 2 番委員 パネルの。

2 番委員 架台、架台。架台そっくり。

1 号 2 番 1 スパン。では、5メートル分をとということですね。それはちょっと今回の営
3 号 4 番 農者の〇〇様と相談してみないと、今すぐ、はい、ではそれでできますとは言
申請者 えないのですけれども、今山形県で実際にソーラーシェアリングでお米やられて
いる方がいるのです。そこでお話とかを聞いてきたのですけれども、そこは
遮光率35%でやっています。それで稲が問題なく育っているという形なので
す。今回これ遮光率が35%以上もあるのですけれども、今回稲をやられている
東側の土地の真上にあるわけではないので、恐らくこれ影がかかるとしても
お昼過ぎぐらいからになると考えます。なので、1 日を通して30%の影もか
からないので、成育にそんなに影響がないかなという認識でこの図面をつくっ
たような形になります。

議 長 2 番

2 番委員 どうもご苦労さまです。今の話は、本人が、施主本人が、本人の田んぼの上に
営利目的でつくっているということであって、これは善意の第三者の営農に対
して影響があるという話をしているので、そこはすり替えないでいただきたい。
根本が違います。分かりますか。

1 号 2 番 つまり、山形だと。

3 号 4 番

申請者

2番委員 山形の今言われた例は、ご本人様がご本人様の上に太陽光の受益を兼ねてやったのですね。そうすれば、それは多少減収してもこういう目的の下でやっているのですけれども、今回は、これは第三者の、善意の第三者が被害を被る可能性があるということです。

1号2番 はい、分かります。

3号4番
申請者

2番委員 その山形の例では減収はしていないという話ですけれども、これは普通に一般的に考えて、水稻というのは、日光を遮れば、それはイコール収量が減るわけなのです。一般論として。これはあくまでも善意の第三者の隣地の田んぼに対して影響があるであろうと考えられるので、この外柵の1スパンを取っていただかないと、ここの農業委員会としては許可は出しづらいと。そういうお話です。

1号2番 1スパンを、では一番右の5メートルの枠ですよ。そこをカットすれば許可
3号4番 になる可能性は高いということですね。

申請者

2番委員 そういうこと。

1号2番 分かりました。では、ちょっとそこはもう一度ご相談してみます。

3号4番
申請者

議長 ほかにございますか。
2番。

2番委員 では、確認しますけれども、この場ではこの1スパンを削除するという答えは
いただけないということでもよろしいのですね。回答としてはね。

1号2番 はい。

3号4番
申請者

2番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ説明は打ち切りたいと思います。
説明ご苦労さまでした。

1号2番 ありがとうございます。

3号4番

申請者

議 長 ここで、審査班の意見の取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2 : 3 9)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号、案件1、番号1番から3番に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係1番から2番の2件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、2番を除くほかの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。また、2番の案件については、農地法第3条第2項2号に該当するため、許可要件を満たしておらず、不許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番の1件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 暫時休憩。

(休憩午後 2 : 5 3)

(再開午後 2 : 5 7)

議 長 それでは、会議を再開します。

報告が終わりましたので、これより議案第1号、案件1に対して質疑を行います。質疑ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号、案件1に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、案件1、番号1番から3番の農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第1号、案件2、番号4番に対する審議に入ります。

本件は、8番議員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、8番委員の退室を求めます。

(8番委員退場)

議長 それでは、議案第1号、案件2、番号4番の書類審査結果について、審査班の報告を求めます。

3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は4番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号、案件2に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号、案件2、番号4番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、案件2、番号4番、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

ここで、8番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(8番委員入場)

議 長 次に、議案第 2 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
1 班。

1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件
です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとお
りであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たし
ていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、2 番から 3 番
の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示し
たとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て
満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 6 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、4 番の 1 件
です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとお
りであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たし
ていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班
の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 2 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 6
番の 6 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示
したとおりであり、4 番を除くほかの案件については、農地法第 5 条第 2 項各

号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

また、4番については、農地法第5条第2項第9号に該当するため、許可要件を満たしておらず、不許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から13番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、14番から20番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和3年3月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市松井田町土塩字白石2539番6ほか2筆。下限面積、1アール。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、農地の指定に関することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち利用権設定関係1番と2番は私、3番と4番は16番委員が利用権を設定する者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限規定により議事参与ができませんので、1番から4番を案件1、番号5番から26番を案件2として2回に分けて審議いたします。

それでは、1番案件ですが、私と16番委員は議事参与できませんので、1番委員の会長職務代理者に議長を交代した上、退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

（議長交代・16番委員、17番委員退場）

職務代理議長 それでは、議案第5号、案件1、利用権設定関係の1番から4番の農用地利用集積計画の承認につきまして、審議終了までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、案件1につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の番号1から4の4件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理議長 説明が終わりました。

案件1につきまして質問等がありましたらお願いいたします。

委員 なし。

職務代理議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件1につきまして承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

職務代理議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号のうち、利用権設定関係の1番から4番、農用地利用集積計画の承認につきましては、原案のとおり承認し、市長へ送付することと決定いたしました。

ここで、16番委員と17番委員の議事参与を認めるとともに、17番委員に議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(16番委員、17番委員入場・議長交代)

議長 よろしいですか。

それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページから9ページ記載の番号5から26の22件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。案件 2、利用権設定の関係の 5 番から 26 番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号のうち、利用権設定関係 5 番から 26 番、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第 8、議案第 6 号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和 3 年 3 月 25 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書 10 ページ記載の 2 件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 7 号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号、農業委員会職員の任免について。令和 3 年 4 月 1 日付、安中市職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26

条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第3回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時22分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年3月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員